

令和 2 年 8 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和 2 年 8 月 24 日 午後 2 時 30 分
閉 会 令和 2 年 8 月 24 日 午後 3 時 15 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 安 藤 委 員
千 委 員 安 岡 委 員 藤 本 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前 川 教 育 次 長 山 本 教 育 監
大 路 管 理 部 長 山 口 指 導 部 長
石 澤 総 務 企 画 課 長 村 田 高 校 教 育 課 長
山 田 特 別 支 援 教 育 課 長 下 村 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長
岡 総 務 企 画 課 副 主 壇

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前會議録の承認

7月分の會議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応状況等について

【山本教育監の報告】

○ 8月23日までにおける新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況は、京都市立学校を除く市町（組合）立学校においては、児童生徒が10人、教職員が2人、府立学校においては、児童生徒が2人、教職員が1人の感染を確認している。

市町（組合）立及び府立学校においては、いずれの場合も、感染経路は家庭における感染とされており、判明している学校内での濃厚接触者はPCR検査の結果全て陰性という状況である。

そうした中、府教育委員会としては、府立学校で感染者が確認された場合、学校名を公表するとともに、国のガイドラインに基づき、学校の全部又は一部を臨時休業し、学校内の消毒を実施するほか、保健所等と連携し、濃厚接触者の特定や感染状況を確認するなど、感染拡大防止に向けた対応を行っている。

また、6月下旬以降の京都府内外での感染者の増加を受け、夏季休業期間以降の宿泊を伴う教育活動については、活動場所を原則京都府内とするほか、部活動においても、他府県の学校との交流を禁止し、活動場所も原則京都府内としている。

さらに、各学校においては、新しい生活様式を徹底し、感染者が判明した場合は、濃厚接触者が特定できるよう追跡可能な対応を行うとともに、保護者に対しても、児童生徒やその家族等に感染の疑いが判明した場合は、学校への速やかな連絡を周知しているところである。

今後も、国や各市町（組合）、関係団体等と緊密な連携を保ち、感染拡大防止の取組に全力を挙げる所存である。

【質疑応答】

○ 安岡委員

濃厚接触者は、PCR検査が陰性であっても、2週間は出席停止になると思うが、その出席停止となつた児童生徒に対してリモートで授業風景を配信するなど、そういう対応はしているのか。

○ 山口指導部長

感染者が発生した事例が夏期休業期間中が大半であったため、そういう対応は確認していないが、2週間出席停止になることについての学習保障は学校が何らかの形で行う。

○ 藤本委員

府立学校で感染が確認された場合、保護者の不安払拭のため、学校名は原則公表とのことであるが、私立で確認された場合、学校名は公表されていないようみられ、少しアンバランスに感じるところがある。人権への配慮を勘案の上、お店なども含めて府全域でのバランスが取れないかと思う。

例えば、学校名は公表せず、保護者にだけ連絡することなどできないか。

○ 橋本教育長

公表の仕方はかなり難しい問題であるが、府立学校の場合は、通学区域が広いが、ネット等を通じて分かってしまうということもあり、非公開とする意味がないことから、保護者に安心していただこうということで原則公表としている。

一方、市町（組合）立学校では、実際に起きた事例で、特定の学校名を挙げることで人権的な問題が起きそうになったこともあり、人権的配慮から公表と非公表をケース・バイ・ケースで考えざるを得ないこともある。

こういったことから、お店の場合も含め、教育委員会、また、府として完全に統一していくのは現実的に難しいと思う。

いずれにしても府立学校の場合は原則公表としている。

○ 小畠委員

宿泊を伴う活動を、原則、京都府内にしていることはよい考え方である。

修学旅行については、行き先を近くにすれば、自らの地域の文化をよく理解することになると思う。

例えば、府内においては、南部地域の学校が北部に行くなど、また、感染者の少ない近隣の滋賀県や奈良県などの3府県で協議し、修学旅行をこの府県間で行えば、感染防止の観点から安全であり、また、疲弊している宿泊業者に対しても支援できて良いのではないかと思う。

○ 橋本教育長

御意見のとおり、行き先を近くに変更することを考えているところもある。

ただ、修学旅行については、いきなり旅行先を決めるというものではなく、学習をしてきた経過を実際に見て学ぶという意味合いもあり、近場などに簡単に行き先を変えるのは、学校の現状としては難しい面があるよう思う。

感染防止では密を避けることであり、一部の市町（組合）の小中学校では修学旅行は実施しないとはつきり公表されているところもあるが、私自身としては簡単に諦めてほしくないという思いもある。

ただ、行き先で子どもが発熱する場合もあり、そうなったときのリスクも負うため、府立学校については、どういう方向にするかを9月には学校に伝えたい。

イ 府立学校教員の失職について【非公開】

(4) 議決事項

- ア 第30号議案 令和3年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について
- イ 第31号議案 令和3年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について
- ウ 第32号議案 通学区域の調整について

【村田高校教育課長の説明】（アからウまでを一括）

- 第30号議案については、前年度と変更はなく、洛北高等学校附属中学校80人、南陽高等学校附属中学校40人、園部高等学校附属中学校40人、福知山高等学校附属中学校40人の募集定員を定めようとするものである。
- 第31号議案については、まず令和3年度京都府公立高等学校第1学年生徒募集定員から説明する。

同募集定員は、中学校卒業見込生徒数を踏まえつつ、ここ数年の公立高等学校の選抜結果、中学生の進路希望や進路実績等を勘案し、各地域の状況を踏まえ、公立と私立、公私協調により、適正な定員策定に努めることを基本としており、さらに、今回は、新型コロナウィルス感染症による社会経済状況なども考慮し、関係機関と協議を重ねたところである。

令和3年3月の公立中学校卒業見込生徒数は、19,085人で前年度比83人の減である。

令和3年度の同募集定員は、洛北高等学校附属中学校、南陽高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校、福知山高等学校附属中学校及び京都市立西京高等学校附属中学校からの内部進学者を除き、合計12,615人の募集定員を定めようとするものである。

次に議案の令和3年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員については、全日制10,085人、定時制640人、通信制280人の合計11,005人を定めようとするもので、前年度比は全日制で120人減、定時制及び通信制は増減なしである。

同募集定員の前年度比の増減は、普通科では、京都市・乙訓通学圏の西乙訓高等学校が40人減、山城通学圏の南陽高等学校が40人減、普通科総合選択制では、山城通学圏の京都八幡高等学校が40人減である。

それ以外については、前年度と変更はない。

- 第32号議案については、一部の学科・専攻について、当該学科の特色や地域事情等を考慮し、当該学科等の通学区域以外の地域からも志願できるようにするものであり、前年度と変更はない。
- なお、第31号議案と第32号議案については、施行日は9月1日を予定している。

エ 第33号議案 令和3年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について

【山田特別支援教育課長の説明】

- 特別支援学校高等部の募集定員については、同校中学部及び中学校特別支援学級卒業予定者数等を踏まえて定めており、同校中学部の卒業予定者が募集定員を上回る場合や新設特別支援学校開校時に通学区域等を考慮し、定員の調整を行っている。

令和3年3月の同校中学部卒業予定者数は、同高等部募集定員を上回る学校はなく、令和3年度の同募集定員については、前年度と同数を定めようとするものである。

なお、令和4年には、井手地区の新設特別支援学校が開校するため、その際は、新設校も含めて定員の調整等を検討したいと考えている。

また、城陽支援学校ビジネス総合科及び八幡支援学校福祉総合科については、

選抜試験を行い、入学者を決定するが、その他の特別支援学校においては、入学希望者数が募集定員を上回る場合であっても、可能な範囲において弾力的な対応を行っている。

【質疑応答】（アからエまでを一括）

○ 安岡委員

清明高等学校の募集定員について、午前及び午後コースを併せて120人、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人と記載されているが、例えば、午前コースで90人、午後コースで60人受検した場合、両方を併せて120人までしか合格しないということか。

○ 村田高校教育課長

そのとおりである。.

○ 安岡委員

午前コースで90人募集すれば、午後コースは30人の募集となるが、どのように配分を決めているのか。

○ 村田高校教育課長

受検生から午前コースか午後コースかの希望を聞き取り、その希望を踏まえて順序を付けて定員以内までの合格者を決定するという作業を行う。

○ 小畠委員

通学区域の調整において、通学圏を拡大することについては、スポーツ総合専攻や美術・工芸専攻は理解できるが、北桑田、東宇治高等学校の普通科が京都市・乙訓通学圏から、また、洛北、城南菱創高等学校の普通科が府の区域の全部からの通学が可能となっているのは、どのような特徴があるのか。

○ 前川教育次長

洛北高等学校及び城南菱創高等学校の普通科は、早い段階で単位制にした学校である。

北桑田高等学校の普通科は、学校が京都市に所在しながら、口丹通学圏となっており、子どもの数も減っていることから京都市・乙訓通学圏からも志願できるようになるものである。

東宇治高等学校の普通科については、学校の所在地が京都市伏見区醍醐地域等と隣接し、以前は同地域等から通学できていたこともあり、また、英語に特色があるため、京都市・乙訓通学圏からも志願できるようにするものである。

○ 小畠委員

一方、通学区域を拡大することにより、通学しにくい生徒も出てくると思うので、授業を、対面とオンラインのハイブリッド型で行えば、生徒にとっても非常に便利になると思う。

○ 橋本教育長

遠隔教育の工夫によっては、将来的に高校間の交換ネットワークや、大学的に言えば、単位互換のようなことも可能になるのではないかと思う。

普通科では通学区域の調整を行っているが、専門学科の場合は通学圏を越えて、より特色のある学校を志願できるようになっており、ここはそれに準じて行こうということである。

○ 藤本委員

府立高等学校募集定員の変更点で、西乙訓、京都八幡、南陽高等学校の普通

科が全て40人減となっているが、理由はなにか。

○ 村田高校教育課長

いくつか要素があるが、募集定員の設定については、中学生の卒業見込み数や過去の志願状況などを数年見て、関係機関と協議の上定めている。

○ 橋本教育長

南陽高等学校の場合は、同校附属中学校の3年生が来年度ようやく同高等学校へ内部進学するため、その内部進学者数を募集定員から除いているものであるため、府立高等学校全体の募集定員120人減は実質的には80人減となり、ほとんど募集定員を減らしていない。

ただ実態としては、定員未充足の学校は増えてきているが、それをそのまま生徒募集に反映させるような大きな減員は行っていない。

[原案どおり可決] (第30号議案から第33号議案まで)

オ 第34号議案 令和2年度教育委員会の事務の点検・評価（令和元年度実績）について

【石澤総務企画課長の説明】

○ 令和2年度教育委員会の事務の点検・評価について説明する。

事務の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、報告書の作成、議会への提出、公表が義務づけられているものである。

教育委員の皆様にも、これまで2回にわたり協議をいただいた。頂戴した様々な御意見は、今年度から作成している7ページの「総括」や重点目標ごとに掲げている「主な目標指標」の欄などに反映させていただいた。

また、この点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見を活用する必要があり、本年6月に京都府教育行政点検評価会議を開催して、4名の外部委員の方々からも評価意見をいただいた。

73ページには外部委員からの総評と京都府教育委員会の総評を示している。

前回の協議の中で、新型コロナウィルス感染症への対応についての総括が必要ではないかという意見をいただいたので、74ページの一番下に追記した。

今後のスケジュールは、本日議決をいただいたら、府議会9月定例会において、議員全員の方に冊子を配付し、京都府教育委員会のホームページで公表したいと考えている。

【質疑応答】

なし

[原案どおり可決]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告